平成２２年（フ）第１９９号
福島県会津若松市飯盛３丁目15番107号、前住所福島県会津若松市一箕町大字大幡字墓料97番地の53
債務者　齋藤亜記子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺618番地３、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑1424番地
債務者　松井　　仁
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１１４号
さいたま市南区別所７丁目18番10号　メゾン・ド・エスポワール401号、旧住所埼玉県鴻巣市栄町１番14―601号　レーベンハイム鴻巣駅前
債務者　吉田　泰之
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３０号
さいたま市北区本郷町238番地　パールハイツ大宮202
債務者　豊田みや子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９０号
さいたま市南区別所７丁目14番43―308号、旧住所さいたま市南区辻４丁目６番12号404
債務者　山村　　健
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
埼玉県所沢市けやき台１丁目９番地の４　サーパス新所沢けやき台108
債務者　布村　孝雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４８号
埼玉県川越市岸町３丁目５番地30　サンコート203号室、前住所埼玉県比企郡吉見町大字荒子694番地
債務者　岩﨑　健一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９３号
埼玉県所沢市東所沢３丁目３番地の19　伊藤マンション104
債務者　芝　さとみ（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９５号
埼玉県ふじみ野市駒西３丁目８番32号　クレセールふじみ野311
債務者　池田　宏樹
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００８号
埼玉県ふじみ野市西１丁目９番２号
債務者　田中　　豪
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１４号
埼玉県川越市大字中福３番地21
債務者　野村みどり
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保336番地１　エコヴィレッジ鶴瀬612号
債務者　畑　美由樹
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４号
埼玉県行田市大字持田6522番地５
債務者　田中　勝男
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６７号
千葉県旭市仁玉554番地
債務者　加瀬　宏明
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６９号
千葉県旭市東足洗396番地　飯島コーポ201
債務者　菅崎　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９２５号
神奈川県小田原市中曽根213番地　シャトー中曽根406号
債務者　菅原由美子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部